平成２８年（フ）第４０４９号
大阪府守口市藤田町４丁目45番９号
債務者　仲宗根祐美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８９号
大阪府高槻市松原町１番15号　松原マンション105号
債務者　笹田　佳月
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２２号
大阪府箕面市箕面４丁目２番７号　(103号)
債務者　藤原　剛
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２３号
大阪府箕面市箕面４丁目２番７号　(103号)
債務者　藤原利映奈
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７６号
大阪府東大阪市上六万寺町14番15号
債務者　加納真由美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４９号
大阪府寝屋川市高柳２丁目10番25号
債務者　岡本　素子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７６号
大阪府大東市御供田３丁目10番９号　安井マンション102号
債務者　坂東　翼
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７８号
大阪市城東区諏訪４丁目８番12号　メゾン麻香　302号、前住所大阪市城東区森之宮２丁目９番2016号
債務者　森川　紀彦
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７９号
大阪市城東区諏訪４丁目８番12号　メゾン麻香　302号、前住所大阪市城東区森之宮２丁目９番2016号
債務者　森川和子こと　鳥居　和子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５１号
大阪市淀川区東三国６丁目９番９号　マンションキシモト３　501号
債務者　加藤　展子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５２８号
大阪市城東区成育２丁目２番14―407号
債務者　小橋川　清
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７７号
大阪府東大阪市若江西新町３丁目１－８　総合ケアセンター八戸ノ里向日葵、住民票上の住所大阪府東大阪市友井２丁目34番36号
債務者　石田　幸夫
法定代理人成年後見人　石田　良子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８８号
大阪府東大阪市池島町３丁目13番37号
債務者　尾植　美喜（旧姓馬田）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４６号
大阪府門真市上野口町53番24―103号、前住所大阪府門真市打越町２番４号
債務者　福本美智子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１３号
堺市東区西野39番地１　ユングフラウⅢ203号
債務者　岩本加奈子（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
堺市西区草部1800番地　１棟503号、前住所堺市西区浜寺船尾町東３丁442番地　浜寺グリーンハイツＢ棟202号
債務者　森内　美鈴
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７２号
大阪府柏原市法善寺３丁目748番地の１　サニーハイツＡ―103号
債務者　橋本　加代
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係